

協同

月刊 BUSINESS-LINK 中小企業連携組織活性化情報

京都府中小企業団体中央会

「インボイス制度開始後の変更点や対応策」セミナーを開催	1
特集 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントについて	2~3
中小企業省力化投資補助事業のご案内	4
令和6年度中小企業組合検定 受験対策講習会のご案内	4
中央会NEWS 京都青年中央会 第2回CAPサミットを開催	6
京都経済お天気	7
令和6年度 秋の交通安全運動	8

「インボイス制度開始後の変更点や対応策」セミナーを開催

令和6年8月8日（木）、京都経済センターにおいて「インボイス制度開始後の変更点や対応策」セミナーを開催した。

令和5年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始され半年が経過し、その間に負担軽減措置（小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置・少額な返還インボイスの交付義務免除等）や令和6年度の税制改正によりインボイス制度の見直し等があり、今回のセミナーでは、実務対応面を中心に改めてインボイス制度の概要と見直された箇所について、あおい税理士法人木村剛士氏にわかりやすく解説して頂いた。今回のセミナーで、「より理解を深められた」という意見や「自分の理解と違うところもあり参考になった」との感想に加え、木村剛士氏には事前に寄せられていた質問に加え、個別相談等にも応じて頂き大変好評を博した。

今回のセミナーを通して、参加者にとっては改めてインボイス制度の理解を深められたほか、変更点や対応策について必要な諸知識を得ることが出来、非常に有意義なセミナーとなった。

※本会では、制度改正に関する諸課題を解決するために専門家派遣支援を実施しておりますので、各担当までご相談ください。

インボイス制度に関する主な税制の見直しについて	
令和5年度 税制改正関係	令和6年度 税制改正関係
① 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）	① 自動販売機特例・回収特例が適用される取引における帳簿記載事項の省略
② 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）	・自動販売機特例について
③ 少額な返還インボイスの交付義務免除	・回収特例について
	② ETC料金のインボイス保存の柔軟化

○インボイス制度の詳細についてはこちらをご参照ください（国税庁HP）

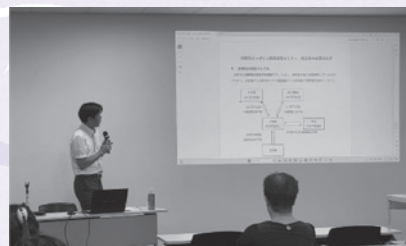
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm



あおい税理士法人 木村剛士氏(税理士)



セミナーの様子



育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントについて

令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法（次世代法）が改正されました。法改正により、次世代法の有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られます。全企業が対象となります。令和7年4月1日より段階的に施行されます。

I：育児・介護休業法の改正ポイント

①柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する**柔軟な働き方を実現するための措置**
- 事業主が選択した措置について、労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**

・事業主は、

<ul style="list-style-type: none"> ・始業時刻等の変更 ・テレワーク等（10日／月） ・保育施設の設置運営等 ・新たな休暇の付与（10日／年） ・短時間勤務制度 	フルタイムでの柔軟な働き方 ※テレワーク等と新たな休暇は、原則時間単位で取得可とする。詳細は省令。
--	--

の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。（※各選択肢の詳細は省令等）

- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。
- ・個別周知・意向確認の方法は、今後、省令により、面談や書面交付等とされる予定です。

②所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大されます

施行日：令和7年4月1日

改正前

3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能

改正後

●**小学校就学前の子**を養育する労働者が請求可能に

③育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます

施行日：令和7年4月1日

- 3歳に満たない子**を養育する労働者が**テレワーク**を選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務化**されます。

④子の看護休暇が見直されます

【名称】

- 「子の看護休暇」

【対象となる子の範囲】

小学校就学の始期に達するまで

【取得事由】

- 病気・けが
- 予防接種・健康診断

【労使協定の締結により除外できる労働者】

- (1)引き続き雇用された期間が6か月未満
- (2)週の所定労働日数が2日以下

【名称】

- 「子の看護等休暇」

【対象となる子の範囲】

- 小学校3年生修了までに**延長**

【取得事由】（※詳細は省令）

- 感染症に伴う学級閉鎖等
- 入園（入学）式、卒園式を追加

【労使協定の締結により除外できる労働者】

- (1)を撤廃し、**(2)のみに**
(週の所定労働日数が2日以下)

⑤仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、**労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮**が事業主に義務づけられます。

- ・意向聴取の方法は、省令により、面談や書面の交付等とする予定です。
- ・具体的な配慮の例として、自社の状況に応じて、勤務時間帯・勤務地にかかる配置、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等の見直し、労働条件の見直し等を指針で示す予定です。
- さらに、配慮に当たって、望ましい対応として、
- * 子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること
- * ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること等を指針で示す予定です。

⑥育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます

施行日：令和7年4月1日

従業員数300人超の企業に、**育児休業等の取得の状況を公表**することが義務付けられます。
(現行では、従業員数1,000人超の企業に公表が義務付けられています。)

- ・公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

①育児休業等の取得割合	②育児休業等と育児目的
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした} \\ \text{休暇制度を利用した男性労働者の数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

* 育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

⑦介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります

施行日：令和7年4月1日

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**
(面談・書面交付等による。詳細は省令。)
- 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する**情報提供**
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい**雇用環境の整備**
(※研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置。詳細は省令。)
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に**努力義務**
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

II：次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

①法律の有効期限が延長されました

施行日：公布の日（令和6年5月31日）

令和7年（2025年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和17年（2035年）3月31日まで**に延長されました。

- ・法律の期限延長にともない、くるみん認定制度も継続されますが、今後、省令により認定基準の一部を見直すこととしています。

②育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます

施行日：令和7年4月1日

従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。
(従業員数100人以下の企業は、努力義務の対象です。)

- 計画策定時の**育児休業取得状況（※1）や労働時間の状況（※2）把握等（PDCAサイクルの実施）**
- **育児休業取得状況（※1）や労働時間の状況（※2）に関する数値目標の設定**

(※1) 省令により、男性の育児休業等取得率とする予定です。

(※2) 省令により、フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数等とする予定です。

- ・一般事業主行動計画の内容を変更しようとする場合も同様に状況把握、数値目標の設定を行う必要があります。
- ・施行日以降に開始（又は内容変更）する行動計画から義務の対象となります。

○育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関するお問い合わせ

京都労働局 雇用環境均等室 TEL：075-241-3212

○詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

中小企業省力化投資補助事業のご案内

付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

中小企業等事業者は、製品カタログに掲載されている製品を取り扱う販売事業者と共同で交付申請を行います。

補助対象者

人手不足の状態にある中小企業等

補助率等

カタログに掲載された製品が補助対象となります。また、補助上限額は従業員数ごとに異なります。

補助対象	補助上限額		補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2以下
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1,000万円(1,500万円)	

※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ

補助対象製品のカテゴリ

補助対象製品のカテゴリ						
清掃ロボット	検品・仕分システム	券売機	タブレット型給油許可システム	デジタル紙面色校正装置	印刷用紙高積装置	近赤外線センサ式プラスチック材質選別機
配膳ロボット	無人搬送車(AGV・AMR)	自動チェックイン機	オートラベラー	測量機	印刷用インキ自動計量装置	(順次更新中)
自動倉庫	スチームコンベクションオープン	自動精算機	飲料補充ロボット	丁合機	段ボール製箱機	

○申請要件・申請方法等の詳細は、以下のサイトをご覧ください。

中小企業省力化投資補助事業事務局ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

【応募・申請受付】

令和6年8月9日より、応募・交付申請は随時受付に変更になりました。

申請開始日 令和6年8月9日(金)

採択・交付決定 申請から概ね1~2ヶ月程度を予定

【お問い合わせ】

中小企業省力化投資補助事業コールセンター

電話：0570-099-660 (IP電話からのお問い合わせ先：03-4335-7595)

お問合せ時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く)

令和6年度中小企業組合検定 受験対策講習会のご案内

主催 京都府中小企業組合士協会

令和6年12月1日(日)に実施される中小企業組合検定試験を受験される方、今後の受験を検討されている方を対象に、受験対策講習会を開催しますので、ぜひご参加ください。

【組合会計】※必ず電卓をご持参ください。

日時 令和6年10月22日(火)

午後6時~7時30分

場所 京都経済センター3階 3-B会議室
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78)

講師 京都府中小企業団体中央会
連携支援課 係長 鹿島 秀敏

【組合制度・運営講習会】

日時 令和6年10月29日(火)

午後6時~7時30分

場所 京都経済センター3階 3-B会議室
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78)

講師 京都府中小企業団体中央会
企画調整課 係長 細見 昇

参加申込 10月15日(火)締め切り。本会ホームページ「中央会からのお知らせ」より参加申込書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込みください。(参加料 無料)

お問合せ 京都府中小企業組合士協会 事務局 TEL:075-708-3701 FAX:075-708-3725



令和6年度

中小企業組合検定試験

チャレンジ！ 検定試験を受けて組合士になろう!!



受験申込

令和6年度中小企業組合検定試験
受験申込サイトから
お申込みください。



受験資格

特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での3年以上の実務経験が必要です)。

試験科目

組合会計 組合制度 組合運営

試験日

令和6年12月1日(日)

試験地

札幌・青森・仙台・秋田・郡山・水戸・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・京都・松江・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・宮崎・浦添

願書受付期間

令和6年9月2日(月)～10月21日(月)

受験料(税込)

6,600円 ※一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)。

お問い合わせ先

お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または
全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い合わせ下さい。

組合士

検索

主催/ 全国中小企業団体中央会

後援/ 中小企業庁

協力/ 都道府県中小企業団体中央会

7/19 第2回CAPサミット

・懇親会を開催しました！



令和6年7月19日（金）に「第2回CAPサミット・懇親会」を開催。今回は25名もの参加をいただきました。初めに「CAPサミットとは会員青年部代表者が集まりそれぞれが抱える諸課題について話し合い解決策を創造する場である」と鳥見本会長より説明があり、続いて3団体代表者講演として、Colors今江会長、京都府石材業協同組合石青会佐藤会長、京都府電気工事工業協同組合青年部Decks 清水部長の3名より各青年部の課題やその対応策についてご講演をいただきました。講演の中では、自身が所属する青年部の現状や課題について赤裸々にお話いただき、参加いただいた方もそれぞれの立場で、今後の青年部運営について考え・感じるきっかけとなりました。

その後5テーブルに分かれて、「未来の組合ビジョン」「コミュニケーションの向上策」についてディスカッションを行いました。最後の発表では“青年部のメリットを感じてもらうためにはどのようにすべきか考えていく必要がある”や“家族も参加できる事業を開催すると会員の家族も楽しめる”などそれぞれの想いが言葉となって熱い議論がなされました。

その後は京青中恒例の懇親会！普段話す機会の少ない様々な業種の方と交流できるのが当会の魅力。前半のディスカッションで熱い言葉を交わした方々も、懇親会会場では笑いあえる楽しい懇親会となりました！

今回ご参加いただいた方々、誠にありがとうございました！！少しでも興味のある方はぜひご参加ください！お待ちしております！

Colors



今江会長

京都府石材業協同組合石青会



佐藤会長

京都府電気工事工業協同組合青年部
Decks



清水部長



アイシーエル 人材育成研修

貸し研修室、
人材派遣も
承ります

マナー研修

管理職研修

パソコン研修

組合様主催の研修企画など
お気軽にお問い合わせください♪

中央会特別会員

ICL

株式会社アイシーエル

☎075-708-7253

URL <http://www.icl-web.co.jp> E-mail training@icl-web.co.jp

〒600-8413 京都市下京区丸鳥通仏光寺下大政所町 680-1 第八長谷ビル 10F






詳細・お申し込みは Web サイトへ

アイシーエル 検索

営業時間 9時～18時（土・日・祝日は休業）

■物価高に加えて感染再拡大の懸念強まる

業界景況天気図		概況	
全体	6月 → 7月  	物価高による内需の低迷を背景に景気は足踏みしており、回復の兆しが見えない状況が続いている。また、人件費の高騰や人手不足を要因に廃業・倒産する中小企業が増えており、対策の一つとして外国人労働者の受け入れが加速している。新型コロナウイルスにおいては感染者が増加傾向にあり、第11波の到来に備えて対策を講じる必要がある。	
製造業	繊維工業  	物価の高騰により消費者の節約志向も高まり、和装需要の縮小が加速して安定した受注が見込めない中、採算性が悪化している。また、京友禅の量産を支えてきた分業工程を担う職人の高齢化・引退により、生産体制が更に弱体化しており将来が見通せない。これまで京友禅の需要を根強く支えてきた振袖も受注が減少し、今後は更なる廃業も危惧される。	
	出版・印刷  	価格転嫁は進んでいるが、資機材の値上がりと同程度までは難しい状況である。また、人を募っても集まらない傾向にある一方、新卒の採用人数はこの数年来ずっと減少傾向にある。最低賃金対応も進んでいるが、経営への負担は免れない。	
	6月  ↓ 7月 	鉄鋼・金属  	前年同月と比べると業界の現況は横ばいであるが、先月と比べると受注が増えて設備操業度が上がり、収益状況が少し上向きになった。
	一般機械等  	現在の業界の景況は一向に回復せず、物価高騰による資材の値上げや人件費の高騰が企業の経営状態を悪化させている。また、組合員企業から「在庫を作りすぎて売上が減っている」、「今後の売上の見通しが立たない」や「中国からの仕事が減っている」等の意見を伺っている。	
	その他製造業  	小康状態にあった新型コロナウイルス感染症が再拡大しており、負荷対応で支障をきたしている事業所が増加している中、熱中症を含め職場における安全衛生対策に注力している。慢性的な人材難の状況のなか工程の合理化・省力化を図り、生産性向上を目的とする設備投資が再検討され始めている。	
非製造業	卸売  	鮮魚の対前月比買受数量は5.5%減少したが、買受額は6.6%増加している。漁獲量の減少が魚価高騰に拍車をかけ、kg単位は172円に上昇した。また、従業員は対前月同月比で11名増加し、外国人雇用者が増えている。	
	小売  	業界全体では非常に良くない状況が続いている。売れ筋の低価格商品の輸入食肉は円安の影響から高値の状態が続き、豚肉も価格相場が例年より高く、利益が出ない会社が多い。一方、高価格の国産和牛は消費が伸びず、相場が低迷し続けている。このままでは畜産農家に大きな打撃を与え、離農される方も出るのではないかと心配される。	
	6月  ↓ 7月 	商店街  	京都の梅雨入りは遅く、平年より短い梅雨であった。祇園祭も酷暑の中、無事に執り行われ国内外多くの観光客の来街があった。そのような中、旅館・ホテルの宿泊料高騰と飲食代の値上がりは勿論、物価全体の高騰も続き家計は苦しい状況であった。しかしながら、インバウンドによる恩恵を受けている業種が多く出ている事も事実である。
	サービス  	2024年10月には電子制御機能の安全・安定を図るOBD車検が控えており、新制度や新技術への対応が必要である。自動車整備業界において中小企業者は車の著しい進化に取り残されないよう努力していかなければならない。また、人手不足の対応として外国人労働者が重要になっている。	
	建設  	建築資材の価格高騰に関する全国調査が行われ、当調査によると「新築・リフォーム工事の値上がり率は約1割～2割」や「顧客に提示する見積り価格に影響が出ているのは約9割」であった。一方「賃金を引き上げたのは5割弱」や「法定通りの労働時間の管理をしているのは約6割」となっている。若年労働者を確保し人手不足を解消するには、安心して働き続けられる環境への努力が求められる。	
運輸  	7月の売上は昨年に比べて僅かに減少している。街頭の様子は相変わらずインバウンドが多く、逆に国内観光客は酷暑やオーバーツーリズムの影響で少ないように思える。また、新型コロナウイルスにおいては、KP3株の流行により第11波の到来といわれ、タクシー乗務員には手洗い・消毒に加え、車内換気とマスク着用を励行するよう指導している。		

 快晴 DI値 40以上	 晴れ 20～40未満	 曇り 20未満～△20未満	 小雨 △20～△40未満	 雨 △40以上
---	--	---	--	---

※DIとは、Diffusion Index（ディフュージョン・インデックス）の略で、好転（増加・上昇）したとする割合から、悪化（減少・低下）したとする割合を差し引いた値です。



人を思う。未来を思う。

商工中金

新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

通常の債券・定期預金（固定金利）より 高めの金利（当金庫内比較）
をご提供します。ただし、原則として満期日前の解約はできません。

1年、2年、3年から期間が選べる

将来の計画に合わせてお好きな期間を選べます。

- お預け入れは、50万円以上1円単位です。
- お預け入れは、個人のお客さまに限らせていただきます。
- 詳しくは店頭のチラシまたはホームページをご覧ください。

商工中金 京都支店

〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 159-1

TEL 075-361-1120

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金

令和6年

秋の全国交通安全運動

実施要綱

運動の目的

本運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動スローガン

『 古都の秋 ゆずる心で 事故ゼロへ 』

実施期間

令和6年9月21日（土）から30日（月）までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日 令和6年9月30日（月）

運動重点

- ◇ 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ◇ 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ◇ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

 **京都府交通対策協議会**

表紙タイトル「協同」背景色は、京都府印刷(工)が京にゆかりのある名前を付した12色を創作したうちの「紫式部色」です。

なが——い、おつきあい。

事業資金ニーズに応える豊富なメニュー

資金調達

ビジネスパートナーをご紹介

ビジネスマッチング

企業の資本政策・成長戦略をサポート

事業承継・M&A

海外でのビジネスをサポート

貿易・海外取引



京都銀行はさまざまな
シーンで皆様を応援します！

◀詳しくはこちらをご覧ください

飾らない銀行

 **京都銀行**

月刊中小企業連携組織活性化情報 **協同**

9/2024 令和6年9月10日発行 通巻933号

●編集・発行●

京都府中小企業団体中央会

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

☎ 075-708-3701 FAX 075-708-3725

URL <http://www.chuokai-kyoto.or.jp> E-Mail web@chuokai-kyoto.or.jp